

継続

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

各附属機関の長
各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局 部 課 長

警察庁丙会発第33号
警察庁丙規発第3号
警察庁丙通施発第4号
令和2年3月6日
警察庁長官官房長
警察庁交通局長
警察庁情報通信局長

警察庁インフラ長寿命化計画の策定について(通達)

平成25年11月29日に開催された「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」(以下「基本計画」という。)が決定され、基本計画に基づき、各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするインフラ長寿命化計画を策定することとされているところ、警察庁では、警察施設、交通安全施設及び警察通信施設(以下「警察関連施設」という。)について、別添のとおり「警察庁インフラ長寿命化計画」を策定した。

各都道府県警察の長は、同計画を踏まえ、管理する警察関連施設(国費施設を除く。以下同じ。)について、必要な機能を維持するため、できるだけ早期にインフラ長寿命化計画を策定し、その維持管理・更新等を着実に推進されたい。

また、基本計画では、インフラ長寿命化計画に基づき、各位が、個別施設ごとの具体の対応方針を定める長寿命化計画を策定することとされていることから、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、できるだけ早期にこれを策定し、戦略的な維持管理・更新等を推進されたい。

なお、知事部局において「公共施設等総合管理計画」が策定される場合、同計画は、基本計画に基づいて策定することとされているインフラ長寿命化計画に該当するものとされていることから、各都道府県警察の長は、実情に応じて、「公共施設等総合管理計画」に警察関連施設を盛り込むなど適切に知事部局と

の連絡調整を図られたい。また、計画策定後は、可能な限りウェブサイトや各種広報媒体等を活用した公表を行うよう努められたい。

【継続措置状況】

初回発出日：平成27年3月19日

(有効期間：平成32年3月31日)

警察庁

インフラ長寿命化計画（行動計画）

平成26年度～平成32年度

平成27年3月19日

警察庁

目次

I	はじめに	1
II	警察庁の役割	1
III	計画の範囲	2
1	対象施設	2
(1)	警察施設.....	2
(2)	交通安全施設.....	2
(3)	警察通信施設.....	2
2	計画期間	2
IV	対象施設の現状と課題	2
1	警察施設.....	2
(1)	国費施設.....	2
(2)	補助対象施設.....	3
2	交通安全施設	3
(1)	現状	4
(2)	課題	5
3	警察通信施設	6
(1)	現状	6
(2)	課題	7
V	中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し	7
VI	必要施策に係る取組の方向性	9
1	警察施設.....	9
(1)	国費施設.....	9
(2)	補助対象施設.....	12
2	交通安全施設	12
(1)	点検・診断／修繕・更新等.....	12
(2)	基準類の整備	14
(3)	個別施設計画の策定.....	15
(4)	新技術の開発・導入.....	15
(5)	予算管理.....	15
(6)	体制の構築.....	16
(7)	その他	16
3	警察通信施設	16
(1)	点検・診断／修繕・更新等.....	16
(2)	基準類の整備	18
(3)	情報基盤の整備と活用.....	18
(4)	個別施設計画の策定.....	19

(5) 新技術の開発・導入.....	19
(6) 予算管理	20
(7) 体制の構築	20
VII フォローアップ計画等.....	21
1 警察施設（国費施設に限る。）	21
2 その他の施設	21

I はじめに

平成25年10月4日、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月29日には、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）が取りまとめられた。

今後は、国を始め、地方公共団体等の様々なインフラの管理者等が一丸となって戦略的な維持管理・更新等に取り組むことにより、国民の安全・安心の確保や、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化等を実現することが期待される。

このため、基本計画に基づき、警察庁が管理・所管するインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「警察庁インフラ長寿命化計画」（以下「行動計画」という。）を策定する。

これにより、新設から更新までの、いわゆるライフサイクルの延長という狭義の長寿命化に留まらず、将来にわたってインフラの機能を発揮し続けるための取組を実行することにより、メンテナンスサイクルの構築と、その継続的な発展につなげる。

II 警察庁の役割

警察では、警察法第2条第1項に規定された責務を全うするため、第一線警察活動の中核拠点となる警察施設の整備、交通の安全と円滑を確保するための信号機を始めとする交通安全施設の整備、警察活動に不可欠な情報伝達を行うための情報通信基盤である警察通信施設の整備といったインフラの整備を推進してきた。

警察庁は、都道府県警察が整備することとされている警察署等の警察施設、信号機等の交通安全施設について、的確な維持管理・更新等が行われるよう、体制や制度等を構築するという、いわゆる「所管者」としての役割を担っている。

一方、国費で経費を支弁することとされている警察学校、機動隊庁舎等の警察施設、無線中継所等の警察通信施設について、自らがインフラの「管理者」として、的確な維持管理・更新等を実施する役割も担っている。

このため、本行動計画では、これらの二つの立場から警察庁として取り組むべき施策のとりまとめを行う。

Ⅲ 計画の範囲

1 対象施設

(1) 警察施設

ア 国費で支弁されている警察施設

国費で支弁されている全警察施設（以下「国費施設」という。）を対象とする。ただし、借受施設及び無線中継所等の警察通信施設を除く。

イ 国費で補助されている警察施設

国費で補助されている全警察施設（以下「補助対象施設」という。）を対象とする。

(2) 交通安全施設

信号機

(3) 警察通信施設

無線中継所（借受施設を除く。）

2 計画期間

平成26年度（2014年度）を初年度とし、基本計画に示されたロードマップにおいて、一連の必要施策の取組に一定の目途を付けることとされた平成32年度（2020年度）までを計画期間とする。

Ⅳ 対象施設の現状と課題

各施設ごとの現状と課題は次のとおり。

1 警察施設

(1) 国費施設

国費施設は、警察学校施設及び機動隊施設が主なものであるが、警察学校施設については、昭和40年代の地方警察官の大幅な増員に伴い集中的に整備され、また、機動隊施設については、昭和35年の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号）の締結による警備事象を機に集中的に整備されたことから、経年による建て替え時期を迎えた老朽施設が多い現状にある。

【主要国費施設の経年状況】

（平成26年4月1日現在）

		40年以上	30~39年	30年未満
警察学校施設	(本館)	39.68%	14.29%	46.03%
	(生徒寮)	38.71%	22.58%	38.71%

機動隊施設	(庁舎)	25.40%	22.22%	52.38%
	(待機寮)	22.41%	17.24%	60.35%

厳しい財政状況下で必要なインフラの機能を維持していくためには、点検・診断により施設の状態を正確に把握するとともに、その施設の状態や修繕等の対策履歴を記録し、次期点検・診断等に活用するというメンテナンスサイクルを構築していくことが必要であり、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、大規模な修繕や更新をできるだけ回避し、中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図る必要がある。

しかし、施設によっては、その実態が十分に把握されていないものもあり、点検・診断の確実な実施、施設情報のデータベース化、中長期保全計画・保全台帳の整備及び保全体制の確保をいかに徹底していくかが課題である。

(2) 補助対象施設

警察署等庁舎は、所在する地域の人口、治安情勢により、規模や構造が異なり、整備時期についてもばらつきがみられる。

特に警察活動の拠点として中核となる警察署庁舎については、管理者である都道府県警察又は都道府県によって点検方法、耐震基準等の差異はあるものの、おおむね鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造により建築されており、経過年数が40年以上の庁舎が多数存在する現状においては、早期に対策を検討しなければならない危惧すべき状況にあるといえる。

【主要補助対象施設の経年状況】

(平成26年4月1日現在)

区分	合計	40年以上	30~39年	30年未満
警察署数	1,169	325	329	515
割合	—	27.8%	28.1%	44.1%

治安情勢の変化や警察機能の強化に伴う警察署管轄区域の再編計画等を見据えつつ、警察署等庁舎の経年劣化や損傷状況を踏まえて、中長期的な計画に基づく持続可能な庁舎の維持管理及び更新を進めていく必要がある。

2 交通安全施設

信号機を始めとした交通安全施設は、交通の安全と円滑を図る上で極めて高い効果を発揮するものであり、昭和41年の交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行以来、計画的に整備を行い、順調に交通事

故を抑止してきた。

一方、交通安全施設の大量更新期を迎えるに当たり、老朽化を原因とする信号柱や道路標識の倒壊・傾斜事案等が毎年のように発生している。本来、国民を交通事故から守るための信号機等が、逆に国民の生命・財産を脅かす存在となれば、交通安全施設全体の信頼性を損なうことにもなりかねない。

特に、昭和41年当時の約20倍ものストックを抱えることとなった信号機は、交通事故抑止に大きく寄与している反面、損傷、腐食その他の異状により機能が損なわれた場合には交通に甚大な障害を及ぼすおそれがある。よって、警察庁では安全性、経済性及び重要性の観点から、本行動計画の対象施設として信号機を選定し、今後の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするため、以下のとおり現状と課題を整理する。

(1) 現状

約20万基の信号制御機（平成25年度末現在）を更新基準である19年で更新することとした場合、毎年、信号制御機全体の約5.3%を更新する必要がある。

一方、厳しい財政状況の中、平成25年度中の更新基数は約7,300基程度であり、更新率は約3.6%にとどまっている。

平成25年度末現在で約19%の信号制御機が更新基準を超えており、現状の更新ペースでは10年後には30%以上が更新基準を超える見込みである。

また、信号柱及び信号灯器は、点検結果等を踏まえた上で都道府県警察ごとに更新時期を判断しているところ、平成25年度末現在で、築30年以上経過した信号柱が全体の4分の1以上を占めている。

【信号制御機更新に係る将来予測】

(平成25年度末現在)

年間更新ペース	施設数	製造後19年以上割合		
		平成26年3月末 現在	10年後 (※3)	20年後 (※3)
約7,300基 (※1)	203,929基 (※2)	19.1%	30.1%	32.7%

※1：平成25年度における実績値

※2：都道府県公安委員会が更新対象とする信号制御機数

※3：施設数が毎年約1,300基増加し、毎年7,300基ずつ経過年数の古い順に更新するものと仮定し算出

【信号柱更新に係る将来予測】

(平成25年度末現在)

年間更新ペース	施設数	製造後30年以上割合		
		平成26年3月末	10年後	20年後

		現在	(※2)	(※2)
約14,400本 (※1)	898,336本	26.3%	28.7%	39.1%

※1：平成25年度における実績値

※2：施設数が毎年約5,700本増加し毎年14,400本ずつ経過年数の古い順に更新するものと仮定し算出

(2) 課題

ア 中長期計画の策定と実施

将来にわたって交通安全施設の機能を維持し、安全・円滑な交通を確保するためには、都道府県警察ごとに老朽化した交通安全施設の現状を把握し、分析しつつ、予算の平準化を図った上で中長期的な視点に立った計画を策定する必要がある。

また、取組の進捗状況、知見の蓄積状況等を踏まえ、適宜計画を更新することで、取組を継続し、発展させていく必要がある。

イ 予算の確保と効率的な執行

限られた予算を効果的、効率的に活用するため、積算の見直し等による適正な事業単価の設定等を進めるとともに、予算の平準化を踏まえつつ、必要な予算、事業量の確保を図り、この執行を効率的に行う必要がある。

ウ 実効性のある点検体制等の確立

倒壊等事案を未然に防止するためには、補修、更新、撤去等の必要な対策を適切な時期に実施する必要がある。具体的には、確実に漏れのない点検により、交通安全施設の状況を適切に把握し、特に、腐食、ひび割れ等の危険要素を見逃すことなく早期発見することが極めて重要となる。

そのためには、点検頻度、点検項目等、点検に際して統一的に運用すべき事項について一定の基準を示すとともに、必要に応じて点検等の委託に関する契約内容等について見直しを行う必要がある。

エ ストックの適切な管理

厳しい財政状況の中、将来にわたって必要な交通安全施設を整備し、適切に維持管理・更新等を行うためには、中長期的視点に立ったストックの適切な管理を進め、維持管理・更新等に係るコストの適正化を図る必要がある。

オ 維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減

限られた予算で最大の効果を挙げるためには、あらゆる角度から維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図ることが重要である。

低コスト信号機をはじめとした新技術の開発、導入等を通じて、トータルコストの縮減を推進することが求められる。

カ メンテナンスサイクルの構築

設置した交通安全施設の機能を維持するため、定期的な点検・診断を実施し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた情報を記録し、次の点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築する必要がある。

また、建設年度が古い等の理由により施設に関する情報が不十分なものもあることから、引き続き必要な情報を効率的に収集する必要がある。

キ 人材の確保と育成

予算の効率的な執行のためには、維持管理・更新等に係る必要な知見や、契約発注に必要な技術力、マンパワーを確保することが肝要であることから、将来を見据えた上で維持管理・更新等の担い手を確保する必要がある。

3 警察通信施設

警察活動を行う上で情報の的確な伝達は必要不可欠であることから、警察庁では、大規模災害の発生時等においても通信が途絶することがないよう、情報の伝達手段として警察通信施設を整備・維持管理している。主な警察通信施設としては、全国の警察施設を結ぶ、無線多重回線、電気通信事業者の専用回線、衛星通信回線等の多様な回線のほか、これらの回線を基盤とする警察電話、移動通信システム等が挙げられる。

これらの警察通信施設のうち、無線多重回線、移動通信システム等については、通信機器の多くが無線中継所に設置されており、無線中継所は、多様な警察活動のニーズに応え、これらの通信機器の機能を維持する極めて重要な拠点として、平成26年3月末現在に至るまで、全国約500か所が整備されている。

また、無線中継所の中には、登山道の近くに建設されているものもあり、万が一地震の震動及び衝撃、強風、土砂崩れ等により施設が倒壊するような事態になった場合、警察活動に多大な影響を及ぼすのみならず、死傷者を発生させるおそれもある。

そこで、警察庁では、安全性、経済性及び重要性の観点から、本行動計画の対象施設として無線中継所を選定し、今後の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするため、以下のとおり現状と課題を整理する。

(1) 現状

無線中継所については、その老朽化が進んでおり、全体の36%が今後10年後から15年後の5年間のうちに集中的に耐用年数を迎えることとなるが、厳しい財政状況の中、これらを従前どおりに建て替えていくことは非常に厳しい状況にある。局舎の構造も鉄筋コンクリ

ート製又は組立鋼板製局舎と鉄塔、パンザマスト、囲障等を含めた施設全般にわたり、劣化や損傷及び老朽化の状況等を職員により調査しているところであるが、施設に不具合が生じてから修繕を行う「事後修繕」、定期的に交換・更新を行う「計画修繕」、劣化・損傷の状態に応じて修繕・更新を行う「緊急修繕」等において必要な措置を講じているのが現状である。

(2) 課題

これまでに整備した無線中継所の老朽化や大規模災害に対し、維持管理・更新に係るメンテナンス技術の基盤強化を図り、安全で強靱な施設として維持・管理することが求められている。そのためには、必要な人材の確保・育成も含め、総合的かつ一体的に施設を保全することにより、維持に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることにより、的確な維持管理を実現していくことが課題である。

【無線中継所施設の耐用年数を迎える状況】

(平成26年4月1日現在)

区分	合計	10年以内	10～15年	15～20年	21～25年
施設数	584	80	211	64	136
割合	—	13.6%	36.1%	11.0%	23.3%

V 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減、平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、現状を把握した上で中長期的な将来を見通し、それを一つの目安として立案した必要な取組を戦略的に進めていくことが重要である。

しかし、実態が十分に把握されていない施設もあり、また、今後開発・導入される新技術や予防保全対策等による維持管理・更新等に係るコストの低減の可能性、長寿命化効果等については、不確定な要素が多い。

今後、維持管理・更新等の取組を立案・実行するためには、施設の実態を把握して、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの見通しをより確実に推定する必要がある。

また、維持管理・更新等に係る予算の確保に関して十分な政策的対応を積極的に図る必要がある。その際、施設の長寿命化への取組や技術開発等による維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減、平準化を進めるとともに、今後の都市、地域の変化に対応して施設の必要性自体を再検討するなど、効果的、効率的な維持管理・更新等に取り組む必要がある。

【信号制御機の更新に必要なコストの見通し（※1）】

年間更新ペース	平成26年度	今後5年間	今後10年間	今後15年間
約7,300基 （※2）	約82億円	約409億円	約818億円	約1,226億円
約10,700基 （※3）	約120億円	約599億円	約1,198億円	約1,798億円

※1：更新対象となる信号制御機が全てプログラム多段信号制御機と仮定し算出

※2：平成25年度における信号制御機の更新数

※3：更新基準である19年で更新するために必要な年間更新数

【交通安全施設等の維持経費予算の推移（※1）】

経費区分	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度
保守費	約166億円	約157億円	約144億円	約121億円
回線使用料	約131億円	約160億円	約160億円	約149億円
電気料	約121億円	約118億円	約117億円	約117億円
合計	約418億円	約435億円	約420億円	約387億円

※1：信号機の他に、道路標識及び道路標示に要する経費も含まれている

【主な交通安全施設のストック数の推移】

施設区分	平成10年度末	平成15年度末	平成20年度末	平成25年度末
信号機	169,614基	187,393基	197,956基	206,084基
信号柱	—	—	—	898,336本
車両用灯器 (LED化率)	—	1,082,980灯 (5.7%)	1,189,368灯 (23.1%)	1,254,689灯 (45.3%)
歩行者用灯器 (LED化率)	—	834,178灯 (1.8%)	912,899灯 (13.9%)	982,507灯 (37.7%)

【無線中継所の更新に必要なコストの見通し】

更新期間	今後10年間	11～15年間	16～20年間	21～25年間	合計
耐用年数を迎える施設数	80施設	211施設	64施設	136施設	491施設
更新費用（※1）	約80億円	約211億円	約64億円	約136億円	491億円
現状の年間平均8施設の更新ペースでの試算	80施設	40施設	40施設	40施設	200施設

未更新の累積 施設数(※2)	0	171施設	195施設	291施設	291施設
-------------------	---	-------	-------	-------	-------

※1：1つの施設当たり、局舎を更新するものとしての試算とする。

※2：現状の年間平均更新数（8施設）で試算した際の未更新の累積

VI 必要施策に係る取組の方向性

「IV 対象施設の現状と課題」を踏まえ、各施設ごとに以下の取組を進める。

（工程表は別紙のとおり）

1 警察施設

（1）国費施設

ア 点検・診断／修繕・更新等

国費施設については、法令や告示に基づき定期（建築物の敷地及び構造は3年以内ごと、建築設備は1年以内ごと等）に点検等を実施する。

管理者としての取組

○ 点検・診断／修繕・更新等

- ・ 点検・診断については、後述の「イ 基準類の整備」の基準類に基づき、年に1回以上の定期点検を実施するなど、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。
- ・ 保全については、後述の「イ 基準類の整備」の基準類に基づき、建築物各部等の保全を確実に実施する。
- ・ 国費施設（宿舍を除く。）について、保全実態調査で施設の保全状況が良好（総評点が80点以上）と判断^{*}される施設の割合を、平成29年度までに80%以上となるよう取組を実施する。

* 保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価

○ 研修・講習の充実

- ・ 職員を対象として各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する官庁施設保全連絡会議等の研修等において、点検方法や適正な保全の実施について情報を収集し、周知する。

○ 担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し

- ・ 建築保全業務に係る共通仕様書や積算基準等を活用し、適正な保全業務委託の実施を継続的に推進する。

イ 基準類の整備

- ・ 国費施設の定期点検については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号。以下「官公法」という。）等で実施方法が定められてい

る。

- 保全については、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年国土交通省告示第551号）で建築物の各部等の保全されている状態とその確認方法等を定め、基準類の体系化が図られている。
- これら基準類について、引き続き適切に適用する。

管理者としての取組

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 定期点検については、以下の基準類を適用する。<ul style="list-style-type: none">• 官公法• 国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1350号）• 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1351号）○ 国費施設の保全については、以下の基準類を適用する。<ul style="list-style-type: none">• 国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準• 国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（平成17年6月1日国営管第59号・国営保第11号） |
|--|

ウ 情報基盤の整備と活用

国費施設においては、官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）を活用し、施設の劣化・損傷の状況や構造諸元等の情報を蓄積し、データベース化を図る。

管理者としての取組

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 平成26年度中に、保全の実施状況の調査（保全実態調査）に必要な施設の諸元等の情報を官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）に登録する。○ 平成27年度以降は、情報の更新を毎年実施する。 |
|--|

エ 個別施設計画の策定・推進

- 建築基準法第12条第2項及び官公法第12条第1項に規定する定期点検の対象となる国費施設について、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や平準化を図る考え方（予防保全型維持管理）を前提とした個別施設計画の策定を推進する。
- 個別施設計画は、中長期保全計画（施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画）及び保全台帳（点検や修繕履歴等を記録する台帳）によって構成されることを基本とし、必要に応じて、インフラ長寿命化基本計画の「Ⅳ. 2. ⑤ 対策内容と実施時期」において記載された機能転換・用途変更、

- 複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加する。
- ・ 中長期保全計画は、5年以内ごとに見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを行う。

管理者としての取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度までに、個別施設計画の策定対象である全施設において、官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）を活用するなどして、中長期保全計画及び保全台帳を作成し、必要に応じて、対策内容を追加することにより、個別施設計画の策定を完了する。 ○ 策定した個別施設計画は、適宜、更新する。

オ 新技術の開発・導入

建築物全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料・構工法等について、有用な新技術の把握とその現場導入に努める。

管理者としての取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省から提供される建築物全般に係る点検・診断に関する新技術が現場導入されている施設における取組を参考とし、現場導入を目指す。 ○ 施設の長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、更なる現場導入を検討する。

カ 予算管理

個別施設計画に基づく戦略的な維持管理・更新等の推進や新技術の導入により、トータルコストの縮減、平準化を図るとともに、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

管理者としての取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「エ 個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画に基づく計画的な点検・診断及び修繕・更新を実施するとともに、前述の「オ 新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。

キ 体制の構築

専門知識や経験の少ない保全担当者に対する情報提供を行うなど、保全業務の適正化に向けた支援を推進する。

管理者としての取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 技術者の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度中に、自らが管理する国費施設で施設保全責任者を設置する。 ・ 前述の「ア 点検・診断／修繕・更新等」の研修・講習の充実に係る取組を継続し、技術者の育成に努める。

(2) 補助対象施設

ア 点検・診断／修繕・更新等

施設	警察庁が実施する取組	各都道府県警察が実施する取組の方向性
警察署等	建築物に係る点検・診断に関する新技術や好事例を収集した際は、都道府県警察に情報提供するなど導入・普及を図る。	定期点検等の基準類が適切に整備・適用されているかを確認するとともに、メンテナンスサイクルの確実な実行に向けた取組を継続する。

イ 個別施設計画の策定・推進

施設	警察庁が実施する取組	各都道府県警察が実施する取組の方向性
警察署等	都道府県警察において、個別施設計画に基づいた必要な取組が着実に推進されるよう指導・調整する。	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等総合管理計画の対象施設に盛り込むなど、早期に個別施設計画を策定する。 修繕・更新に際し、機能移転、集約化、廃止、耐震化等の検討を行うに当たっては、都市計画その他の計画や戦略等と一体となって取り組めるよう、関係機関と相互に連携しながら推進する。

ウ 予算管理

施設	警察庁が実施する取組	各都道府県警察が実施する取組の方向性
警察署等	計画的な更新を進めるため、トータルコストの縮減と予算の平準化を図る必要があることから、随時、対象施設の現状と課題について把握するとともに、必要な対策を講じる。	計画的な点検・診断、修繕及び更新を実施することにより、トータルコストの縮減・平準化を図るとともに、必要な予算の安定的な確保に努める。

2 交通安全施設

交通安全施設の所管者として警察庁が実施する取組及び交通安全施設の管理者として各都道府県警察が実施する取組に関する方向性を次のとおり示す。

(1) 点検・診断／修繕・更新等

警察庁が実施する取組	各都道府県警察が実施する取組の方向性
① 維持管理・更新等の方針	○ 更新基準 信号制御機の更新基準は製造後概ね1

	<p>9年とし、点検結果、補修履歴等を踏まえて適切な時期に更新を行う。老朽化した信号制御機の占有率が高く、必要な更新予算の確保が困難な都道府県警察では、当面は、予算の平準化を念頭に置きつつ、点検結果、補修履歴等を踏まえ更新の必要性が高いと認められる信号制御機を優先的に更新する。</p> <p>信号柱及び信号灯器については、設置環境により、その老朽化が進む速度が変動することから、点検結果を踏まえた更新を推進する。なお、各都道府県警察の実情を踏まえて、必要に応じて更新基準年数等を設けることは差し支えないが、更新要否については、経過年数だけではなく、点検結果を踏まえた上で総合的に判断する。</p> <p>○ 更新対象ストックの適切な管理</p> <p>信号機の設置に際しては、真に必要性の高い場所を選定する。また、既に設置されている信号機については、利用状況や地域の実情を踏まえて必要性を再検討し、必要性が低減したものについては、真に必要性の認められる箇所への移設や撤去を進めることにより、戦略的なストックの管理を推進する。</p>
<p>② 点検体制等の充実</p>	<p>○ メンテナンスサイクルの構築</p> <p>メンテナンスサイクルを構築し、実行することで老朽化対策の効率と効果を向上させる。</p> <p>また、メンテナンスに関する情報の記録化に際しては、以後の利活用に資するため、点検・診断、補修、更新等の情報を一元化することで、総合データベース化を図るなど、情報の収集・蓄積を推進する。</p> <p>○ 点検項目の見直し</p> <p>これまで、信号柱の点検は、地上からの目視、打音、触診等を中心としてきた</p>

	<p>ところ、必要に応じて高所作業車による近接目視を実施するなど、信号機の設置場所や点検部位等を踏まえた点検項目の見直しを検討する。</p> <p>また、より効果的、効率的な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新等に資するため、必要に応じて非破壊検査を導入することが望ましい。 <p>○ 実効性のある点検等委託契約</p> <p>信号機は、信号制御機、信号柱、信号灯器等で構成されるところ、適切な点検の実施、健全性の正しい評価、障害時等の迅速かつ的確な対応には、一定程度の経験に基づく技術力やノウハウが必要であることから、専門的な知見を有する業者に点検等業務を委託した上で、連携して対応する。</p> <p>また、点検等委託契約の更新に際しては、必要に応じて契約内容の見直しを行うなどにより、点検が真に実効性のあるものとする。</p>
<p>③ 個別施設の長寿命化のための取組</p>	
	<p>○ 個別施設の長寿命化対策</p> <p>故障、機能低下、倒壊等を未然に防止し、本来の機能を適切に維持するため、交通安全施設の周辺環境や使用機材の材質等を踏まえ、必要に応じて強度や防錆効果を高める措置を講じるなどの取組を推進する。</p>

(2) 基準類の整備

警察庁が実施する取組	各都道府県警察が実施する取組の方向性
<p>○ 信号機設置の指針</p> <p>信号機の設置場所については、真に必要な性の高い場所を的確に選定するため、数値による基準等を盛り込んだ指針を示す。</p> <p>○ 信号柱点検ガイドライン</p> <p>実効性のある点検方法等を確立するため、統一的に運用すべき事項に関する点</p>	<p>○ 点検頻度と健全性の判定区分の設定</p> <p>交通安全施設の周辺環境、使用機材の材質等、その施設実態を踏まえ、施設ごとに適切な点検頻度を設定するとともに、診断の実施に当たっては、統一的な尺度による健全性の判定区分の設定に努める。</p> <p>また、施設の健全性に応じて臨時の点検を行うなど、きめ細かな点検に努める。</p>

検の指針を示す。	
----------	--

(3) 個別施設計画の策定

信号機は都道府県公安委員会が設置するものであるが、都道府県警察の実態に即した維持管理・更新等の基本方針は、各都道府県の行動計画に示されることとなるため、信号機の個別施設計画については必要に応じて策定するものとする。

(4) 新技術の開発・導入

警察庁が実施する取組	各都道府県警察が実施する取組の方向性
<p>都道府県警察が、厳しい財政状況下においても交通安全施設について必要な維持管理・更新等を確実にできるよう、交通安全施設のライフサイクルコストの削減等に資する新技術の開発・導入を図るとともに、確立された新技術について都道府県警察に情報の提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 低コスト信号機の開発 <p>信号灯器の小型化、機能、材料の見直し等を調査・研究し、低コスト化を図る。</p> ○ 電波を活用した端末制御通信による信号制御の高度化 <p>無線電波を用いて複数の信号交差点の信号データを集約し、回線料等ライフサイクルコストの削減等を図る。</p> 	

(5) 予算管理

警察庁が実施する取組	各都道府県警察が実施する取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助事業に係る予算の確保 <p>信号灯器の LED 化、通信回線の集約化等、都道府県警察が推進する交通安全施設等の維持管理コストの削減に資する事業の補助に係る予算の安定的な確保に向け、必要な取組を継続する。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的な交通安全施設等の整備 <p>厳しい財政状況下においても、必要な維持管理・更新等を確実にできるよう、各都道府県の実情を踏まえて必要な予算の確保と効率的な執行に努めるとともに、維持管理・更新等を含めたトータルコストの削減を図り、計画的な交通安全施設等の整備を推進する。</p> ○ 長期的視点に立った維持経費の運用方針の見直し <p>維持経費の長期的見通しを推定した上で、電気使用量の削減により縮減された</p>

	経費を、他の交通安全施設等整備事業の経費や施設の状態を適切に管理するための点検等の経費に充てるなど、効果的、効率的な予算の運用方針の確立を図る。
--	--

(6) 体制の構築

警察庁が実施する取組	各都道府県警察が実施する取組の方向性
維持管理・更新等を着実に推進するために必要となる人材・体制を継続的に確保するため、以下の取組を進める。	
<p>○ 人材の育成</p> <p>適切な維持管理・更新等の推進に必要な専門的な技能又は知識を有する人材の育成の観点から、都道府県警察等における好事例・好取組等の情報収集、情報共有を一層推進する。</p> <p>また、交通安全施設の点検手法等の理解、委託業者による点検結果への適切な評価等に必要な能力を涵養するため、維持管理・更新等を担う職員向けの点検ガイドラインの策定や、各種教養の開催等を進める。</p>	<p>○ 人材の育成と体制の確保</p> <p>維持管理・更新等に係る専門的な技能又は知識を有する職員を計画的に育成し、長期的に担い手を確保するとともに、担当業務の見直しや業務の合理化等により、維持管理・更新等業務に専従する職員の拡充等、体制面の充実を図る。</p> <p>取組の推進に当たっては、専門的知識と経験を有する職員の再任用による技能伝承や、非常勤職員等の雇用による交通安全施設の点検体制の強化等、各都道府県警察の実情に応じた取組を検討する。</p>

(7) その他

警察庁が実施する取組	各都道府県警察が実施する取組の方向性
特異事案等に係る情報の収集及び提供に向けた取組	
<p>○ 特異事案の情報共有</p> <p>信号機の倒壊・傾斜事案等の特異事案が発生した際には、同種・類似のリスクを有する交通安全施設の特定、予防的な対策の実施等に資するよう、特異事案発生時における情報の共有を徹底し、都道府県警察に対して必要な周知と助言を実施する。</p>	<p>○ 情報の収集・蓄積</p> <p>信号機の倒壊・傾斜事案等の特異事案が発生した際には、当該交通安全施設の製造年、メーカー、使用機材等の分析により原因究明を徹底するとともに、警察庁への速報を行う。</p>

3 警察通信施設

警察通信施設の所管者として警察庁が実施する取組及び当該施設の管理者を各警察情報通信部長及び各府県（方面）情報通信部長（以下「情報通信部長」という。）とし、実施する取組について次のとおり示す。

(1) 点検・診断／修繕・更新等

警察通信施設の無線中継所にあつては、警察庁で定めた規程に基づき点検・診断等を実施する。また、各情報通信部が適切かつ確実に実施されるよう研修・教養を図ることとする。

警察庁が実施する取組	各情報通信部が実施する取組
<p>○ 点検・診断の推進 警察庁で定めた規程に基づき点検・診断を推進する。</p> <p>○ 修繕・更新等 必要な修繕・更新の検討に当たっては、他の関連する整備も考慮した上で、その施設の必要性、修繕の内容や時期等を再検討する。 必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、統合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進する。</p> <p>○ 営繕指導の実施 管理者に対し営繕の実施状況の調査とその結果に基づき、指導を実施してメンテナンスサイクルの確実な実施に向けた取組を継続する。</p> <p>○ 研修・教養の充実 情報通信部職員を対象とし、点検方法や適正な営繕の実施に関する研修及び情報提供を行う「インフラ長寿命化施設管理担当者会議」等を企画し、毎年開催する。</p>	<p>○ 点検・診断の実施 点検及び劣化箇所等の診断については、後述の「VI 3 (2) 基準類の整備」の基準に基づき、毎年点検を実施し、5年毎に点検に加え劣化部分の診断を実施する。</p> <p>○ 点検・診断実施者 当該施設の点検及び診断を職員又は委託業者により実施する。 なお、診断については、専門的な知見が必要であることから、業者に委託することとし、点検・診断に加え補修・修繕等の提案を含めることとする。</p> <p>○ 修繕・更新等 修繕・更新については、点検・診断の結果に基づき策定した個別施設計画により適切に措置する。また、点検・診断による損傷及び不具合を発見し、緊急を要する場合は、可及的速やかに補修・修繕等を実施する。 必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、統合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進する。</p> <p>○ メンテナンスサイクルの構築 定期的な点検・診断を実施することにより経年劣化、損傷及び不具合が重症化することなく補修・修繕及び改修等の必要な措置を適切な時期に実施するとともに、点検・診断から得られた当該施設の状態や修繕履歴等の情報を記録し、次回の点検・診断等に活用するといった「メンテナンスサイクル」を構築し、個別施設計画に活用することで老朽化対策の効</p>

	<p>率と効果を向上させる。</p> <p>○ 長寿命化対策 対象施設が経年劣化、損傷及び不具合が重症化することなく補修・修繕・改修等の必要な措置を適切な時期に実施することで、当該施設の機能・性能を維持し、長寿命化を図る。</p> <p>なお、更新計画の対象となっている施設については、インフラ長寿命化計画の目的とする費用対効果の観点から過剰な修繕・改修を避け、修繕等の費用については補修をもって最小限に留めることとする。</p> <p>○ 研修・教養の実施 積極的に各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する研修・会議等に担当者を参加させ、点検方法や適正な営繕の実施に関する研修内容や提供された情報を関係者に周知させ教養を実施する。</p>
--	---

(2) 基準類の整備

無線中継所の点検等については、警察庁で定めた規程に基づき実施する。

警察庁が実施する取組
<p>○ 点検の項目、方法及び結果の判定基準等の実施要領については、警察庁が別途定めるものとする。</p> <p>○ 警察庁が別途定める基準類については、長寿命化に関する技術的知見の蓄積等を踏まえ、適時、適切な見直しを行い運用する。</p>

(3) 情報基盤の整備と活用

点検・診断、修繕・更新等のメンテナンス情報を「個別施設計画」として記録するとともに、一元的なデータベース化を推進し、更に情報共有を強化して積極的な活用を行うこととする。

警察庁が実施する取組	各情報通信部が実施する取組
<p>○ 管理者からの「個別施設計画」の情報を積極的に活用し、情報を一元的にデータベース化することを推進し、情報基盤を構築する。</p>	<p>○ 対象施設の情報を整理し、「個別施設計画」の内容を確実に記録し、データベース化することで、情報の共有を推進する。</p> <p>○ 通信施設課と機動通信課で協力して、</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 各管理者からの情報を管理し、予算要求等の企画立案と効率的な維持管理に活用する。 ○ 「個別施設計画」の情報は、最新の状態で蓄積することで維持管理に活用できるように管理者に対して継続した指導を実施する。 	<p>「個別施設計画」に必要な情報の収集、整理、共有を図り情報基盤を確立する。</p>
---	---

(4) 個別施設計画の策定

行動計画の対象となる無線中継所について、個別施設計画の策定を推進する。

個別施設計画は、施設の修繕の実施内容、予定年度、概算額に係る計画及び点検や修繕履歴等の記録によって構成され、改修・廃止・撤去・耐震化等の必要な情報を追加する。5年毎に見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後、その他必要があるときは見直しを行う。

警察庁が実施する取組	各情報通信部が実施する取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別施設計画は、「無線中継所の概要」、「点検記録」、「修繕履歴」及び「中長期維持計画」で構成され、適切に作成されるよう継続した営繕指導を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別施設計画策定にあたり点検を実施するとともに業者委託による診断を推進する。 ○ 個別施設計画である「無線中継所の概要」、「点検記録」、「修繕履歴」及び「中長期維持計画」を確実に作成し、必要に応じて修繕実施内容等を追加することにより個別施設計画の策定とする。 ○ 個別施設計画は、遅滞することなく適宜更新する。

(5) 新技術の開発・導入

無線中継所全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料、構工法等について、有用な新技術の把握とその導入に努める。

警察庁が実施する取組	各情報通信部が実施する取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備計画を策定する際に長寿命化に資するため、技術動向から材料・構工法、維持管理のランニングコスト軽減に努める。 ○ 国土交通省から提供される建築物全般に係る点検・診断に関する新技術や手法等について、現場導入されている施設に 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、技術動向から材料・構工法、維持管理のランニングコスト軽減を検討し、より一層の現場導入に努める。

<p>おける取組を各管理者に周知し、施設の長寿命化に資する材料・構工法等について、改修等の機会を捉えて、導入を推進する。</p>	
--	--

(6) 予算管理

個別施設計画に基づく戦略的な維持管理・更新等の推進や新技術の導入により、トータルコストの縮減、平準化を図るとともに、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

警察庁が実施する取組	各情報通信部が実施する取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な予算の安定的な確保に努め、個別施設計画に基づく計画的な点検・診断及び補修・修繕並びに改修等を実現するとともに新技術等の導入によりトータルコストの縮減、平準化を図る。 ○ 管理者の営繕業務の適正な実施に必要な費用の算出について指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な予算の安定的な確保のため、個別施設計画に基づく計画的な点検・診断及び補修・修繕並びに改修等を実施することでトータルコストの縮減、平準化を図る。

(7) 体制の構築

維持管理・更新等を着実に推進するため、継続的に体制を確保しつつ、またそれによって人材育成に努める。

警察庁が実施する取組	各情報通信部が実施する取組
① 体制の構築	
<ul style="list-style-type: none"> ○ インフラ長寿命化計画を推進するための体制を構築するとともに、各情報通信部に対し、通信施設課及び機動通信課が連携又は協同して取り組むよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理者は、通信施設課長を対象施設の「施設管理責任者」に指名する。 ○ 施設管理責任者は、所属の職員から「施設管理担当者」を指定し、当該施設の維持管理を行うこととする。 ○ 施設管理責任者は、機動通信課と協同で、点検・診断及び補修・修繕並びに改修等を実施することで、適切な維持管理に努める。 ○ 通信施設課は、機動通信課と相互に連携し、対象施設についての「個別施設計画」を策定し情報を共有する。
② 人材の育成	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門知識や経験の少ない施設管理担当者等に対する情報提供や研修を行うなど、 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積極的に研修・会議等に施設管理担当者を参加させ、点検方法や適正な営繕の

<p>営繕業務の適正化に向けた支援を推進する。</p>	<p>実施に関する研修内容や提供された情報について教養を実施し、人材育成を推進する。</p>
-----------------------------	--

Ⅶ フォローアップ計画等

1 警察施設（国費施設に限る。）

行動計画の取組状況及び個別施設計画の策定状況その他行動計画で定めた取組に係る進捗状況について、「官庁施設における長寿命化計画に関する連絡調整会議」に情報提供を行う。

2 その他の施設

本計画を発展させるため、「Ⅵ. 必要施策に係る取組の方向性」で示した施設ごとの具体的な取組等を引き続き充実・深化させる。

併せて、上記の取組も含む計画に関する進捗状況を把握するとともに、進捗が遅れている施策の課題の整理と解決方策等の検討を行うため、必要に応じフォローアップを行う。

警察庁インフラ長寿命化計画（行動計画）

工程表

1	警察施設.....	1
2	交通安全施設.....	3
3	警察通信施設.....	4

警察庁インフラ長寿命化計画(行動計画)工程表

【警察施設】

～平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
○警察施設（国費施設） 【点検・診断／修繕・更新等】 <small>管理者が実施する取組の方向性</small> ○点検・診断／修繕・更新等 点検・診断について、「イ 基準類の整備」の基準類に基づく定期点検等を適切な時期に適切な方法により実施 保全について、「イ 基準類の整備」の基準類に基づき、建築物各部等の保全を確実に実施 保全実態調査で施設の保全状況が「良好」と判断される施設の割合を80%以上となるよう取組を実施 ○研修・講習の充実 職員を対象に、各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する「官庁施設保全連絡会議」等の研修等において、点検方法や適正な保全の実施に係る情報を収集し、周知 ○担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し 建築保全業務に係る共通仕様書や積算基準等を活用し、適正な保全業務の委託の実施を継続的に推進						
【基準類の整備】 <small>管理者が実施する取組の方向性</small> 官庁施設の点検について、本文に記載した基準類を適用 官庁施設の保全について、本文に記載した基準類を適用						
【情報基盤の整備と活用】 <small>管理者が実施する取組の方向性</small> 「官庁施設情報管理システム(B IMMS-N)」に施設の諸元等の情報を登録 情報を毎年更新						
【個別施設計画の策定】 <small>管理者が実施する取組の方向性</small> 対象とする全ての施設で個別施設計画を作成 策定した個別施設計画を適宜更新						
【新技術の開発・導入】 <small>管理者が実施する取組の方向性</small> 国土交通省から提供される建築物全般に係る点検・診断に関する新技術が現場導入されている施設における取組を参考とし、現場導入を図る 長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、現場導入を検討						
【予算管理】 <small>管理者が実施する取組の方向性</small> 個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施 「オ 新技術の開発・導入」の取組を推進						
【体制の構築】 <small>管理者が実施する取組の方向性</small> 管理する全ての国費施設で施設保全責任者を設置 「ア 点検・診断／修繕・更新等」の研修・講習の充実に係る取組を継続し、技術者を育成						
○警察施設（補助対象施設） 【点検・診断／修繕・更新等】 <small>都道府県警察が実施する取組の方向性</small> 定期点検等の基準類の整備、適用						

～平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
【個別施設計画の策定・推進】						
都道府県警察が実施する取組の方向性						
公共施設等総合管理計画への掲載・個別施設計画の策定			計画に基づく施設の整備			
【予算管理】						
警察庁が実施する取組						
補助基準の検討・見直し、補助事業に係る予算の確保						
都道府県警察が実施する取組の方向性						
計画的な整備・更新による予算の平準化、トータルコストの縮減、必要な予算の確保						

警察庁インフラ長寿命化計画(行動計画)工程表

【交通安全施設(信号機)】

～平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
【点検・診断／修繕・更新等】						
管理者が実施する取組の方向性						
更新基準、点検結果等を踏まえた適切な更新						
更新対象ストックの適切な管理						
メンテナンスサイクルの構築						
効果的かつ効率的な保守管理体制等の充実						
修繕等長寿命化のための取組の推進						
【基準類の整備】						
所管者としての取組			管理者が実施する取組の方向性			
信号機設置の指針の作成・見直し			信号機設置の指針を踏まえた信号機の整備			
信号柱点検のガイドラインの作成			信号柱点検要領を踏まえた実効性のある点検方法等の確立			
【個別施設計画の策定】						
管理者が実施する取組の方向性						
必要に応じて交通安全施設の個別施設計画を策定						
【新技術の開発・導入】						
○ 低コスト信号機の開発						
所管者としての取組			管理者が実施する取組の方向性			
信号灯器の小型化等の検討			開発・検証、仕様書策定		低コスト信号機の導入	
○ 電波を活用した端末制御通信による信号制御の高度化に関するモデル事業						
所管者としての取組			管理者が実施する取組の方向性			
実証実験			導入ガイドラインの策定、導入効果検証、仕様書策定		電波を活用した端末制御通信の導入	
【予算管理】						
所管者としての取組						
補助事業に係る予算の確保						
管理者が実施する取組の方向性						
計画的な交通安全施設等の整備						
長期的視点に立った維持経費の運用方針の見直し						
【体制の構築】						
所管者としての取組						
人材の育成						
管理者が実施する取組の方向性						
人材の育成と体制の確保						
【その他】						
所管者としての取組						
特異事案の情報共有						
管理者が実施する取組の方向性						
情報の収集・蓄積						

警察庁インフラ長寿命化計画(行動計画)工程表

【警察通信施設(無線中継所)】

～平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
【点検・診断／修繕・更新等】						
所管者としての取組						
点検・診断に係る基準策定及び営繕指導と教養の実施						
管理者が実施する取組の方向性						
基準類に基づいた適切な点検・診断及び修繕・更新の実施						
メンテナンスサイクルの構築						
修繕等長寿命化のための取組の推進						
施設管理担当者に対する教養の実施						
【基準類の整備】						
所管者としての取組						
無線中継所点検基準類の整備						
無線中継所「点検診断実施要領」の規定						
管理者が実施する取組の方向性						
無線中継所点検診断実施要領を踏まえた実効性のある点検方法等の確立と実施						
【情報基盤の整備と活用】						
所管者としての取組						
情報を一元的にデータベース化した情報基盤の構築						
管理者が実施する取組の方向性						
個別施設計画のデータベース化と情報共有化の推進						
【個別施設計画の策定】						
所管者としての取組						
個別施設計画作成についての営繕指導						
管理者が実施する取組の方向性						
無線中継所の個別施設計画を策定						
【新技術の開発・導入】						
所管者としての取組						
新技術の把握と導入						
管理者が実施する取組の方向性						
長寿命化に資する材料・構工法の導入						
【予算管理】						
所管者としての取組						
トータルコストの縮減に向けた平準化した継続的な予算の確保						
管理者が実施する取組の方向性						
トータルコストの縮減と計画的な営繕工事の実施						
中長期的視点に立った維持経費の平準化						
【体制の構築】						
所管者としての取組						
体制の構築と人材の育成						
管理者が実施する取組の方向性						
体制の構築と人材の育成						